

## 政令指定都市権限のさらなる強化を求める意見書

近年における社会・経済情勢の変化により、自治体における行政需要は増加の一途をたどるとともに、より一層多様化、複雑化している。特に住民に最も近い基礎自治体には行政上の課題に対し適切かつ迅速に対応することが求められており、基礎自治体が自立性をもって機動的に事業施策を実施できる枠組みを整備することは重要である。特に基礎自治体の中で最大の権限を有する政令指定都市は、各地方における中枢都市として地域の発展を強力に牽引しており、日本全体の発展において中心的かつ先導的な役割を担っている。

政令指定都市をはじめとする基礎自治体に対し、実施可能な事務事業の権限、財源を移譲していくことは、地方分権の基本原則であり、地域の活性化や住民自治の拡充は基礎自治体によってきめ細やかに行われることが望まれている。

翻って見れば、平成5年衆参両院による地方分権の推進に関する決議から始まった我が国の新たな地方分権の流れは、平成7年の地方分権推進法を経て平成18年の地方分権改革推進法、10次にわたる一括法の成立によりその実効性を高めてきた。こうした数々の改革を行いながら、基礎自治体優先の原則を掲げ今日の姿となっている。いずれもその狙いは、「中央集権型行政システムの制度疲労」、「変動する国際社会への対応」、「東京一極集中の是正」、「個性豊かな地域社会の形成」、「高齢社会・少子化社会への対応」という我が国が抱えている課題の解決である。そこで、大都市制度について議論された第30次地方制度調査会の答申である「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を尊重し、特に政令指定都市に関する事項について、政府におかれては改めて地方分権における理念、展望、方向性を明確に示すよう求めるところである。その上で、これまで進めてきた政令指定都市への権限強化と財源拡充を、引き続き着実に推進するよう強く求める。

加えて、第32次地方制度調査会答申にある「地方公共団体の広域連携」について市町村間の広域連携における政令指定都市の役割強化への具体的議論の加速を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
財務大臣		
総務大臣		
国土交通大臣		